

多様なモビリティ導入支援事業費補助金（電動アシスト自転車安全対策・普及推進事業）Q&A

令和2年6月19日制定
令和2年8月24日改定
令和2年9月11日改定

No.	区分	質問	回答	備考
1	間接補助事業者関係	間接補助事業者の要件は何か。	以下を満たしている団体等を対象とする。 ①日本に拠点を有していること。 ②本事業を的確に遂行する組織、人員等を有していること。 ③本事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ資金等について十分な管理能力を有していること ④経済産業省からの補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている者ではないこと。 詳細は公募要領のP2～P4をご確認ください。	令和2年9月11日更新
2	間接補助事業者関係	自転車販売業者、自転車メーカー等も間接補助事業者になり得るか。	可能。ただし、自社の自転車購入費は対象経費とならない。	
3	間接補助事業者関係	リース会社と自治体の共同申請の場合で、リース会社が直接住民にリースすることは可能か。	リース会社と自治体の共同申請の場合には、自治体がリース会社からリースにより電動アシスト自転車を取得し、自治体が住民に貸出を行う形を想定しており、質問のケースは該当しない。	
4	貸出対象者関係	貸出対象者数の上限はあるのか。	上限はなし。事業規模によって検討いただきたい。ただし、事業実施期間内に一度も貸出されなかった自転車（ヘルメットGPS機器含む）については補助対象外とする。	
5	貸出対象者関係	高齢者とは具体的に何歳か。	事務局で一律に何歳以上とは設定しないが、最低60歳以上。なお、間接補助事業者により上限等の年齢制限を設定することは妨げない。	
6	貸出対象者関係	夫婦どちらからも申請があった場合、一家に1台等制約はあるのか。	制約はなし。各々が所定の条件をクリアしていれば対象となる。	
7	貸出対象者関係	1km圏内居住者にかかるルールについて、例えば都市機能（店舗等）がコンパクトにまとまっている駅前の場合、複数店舗に行く利用者は車移動する傾向にある。1kmルールの基準を緩めることは可能か。	その地域の住民の多くが短距離を移動する際も車移動する場合、自治体において過去の統計や調査に基づき、その旨を記載いただきたい。提出された理由をもとに補助金事務局と経済産業省との間で協議を行い調整する。	
8	貸出対象者関係	「補助対象地域」について、駅から1km圏内であっても「鉄道の一日の発着本数が少なく鉄道の利用が不便である」場合には認められる場合があるとされているが、発着本数の基準はあるのか。	鉄道の一日の発着本数の基準については、一日の総発着本数や時間帯による運行間隔の長さ等を総合的に勘案して判断することとなる。また、鉄道の発着本数以外にも、当該地域で日常生活において鉄道の利用が一般的に行われていないなどの事情があれば、合わせて考慮する。 当該鉄道駅の運行状況等の情報をご提示のうえ、個別に問合せいただきたい。	

No.	区分	質問	回答	備考
9	貸出対象者関係	データの提供に同意いただけない方への貸し出しは可能か。	データの取得が貸し出しの条件となるため、原則は不可。(ただし、補助対象外とすることを前提に貸し出すことは可能。)	
10	補助対象経費関係	安全講習会について実施事業者職員の人件費は対象となるのか。	安全講習会の講師謝金、当事業を実施するために雇用した臨時雇用員費については対象。一方、間接補助事業者職員の人件費は対象外。	
11	補助対象経費関係	その他必要な経費とはなにが対象になるのか。	通信費等を想定。システム不具合時の修理費は、売買契約を締結する際にそのサービス含む契約となっていれば対象。補助対象として交付申請(もしくは計画変更)していなければ間接補助事業者が別途予算を講じる必要あり。	
12	補助対象経費関係	スポーツE-BIKE(ロード・クロス等)も補助対象か。	電動アシスト自転車であれば、車種に縛りを設けていないため対象。ただし、50万円以上は財産処分の制限対象となる。	
13	補助対象経費関係	4輪の電動アシスト自転車は対象か。	2輪もしくは3輪の電動アシスト自転車は補助対象となるため、4輪の電動アシスト自転車は対象とならない。(道路交通法第六十三条の三の「普通自転車」の定義の中で、普通自転車は「二輪及び三輪の自転車」である旨規定。本補助事業では普通自転車を補助対象とする。)	
14	補助対象経費関係	自転車保険は対象となるのか。	自転車そのものにかかる保険については対象。個人が加入すべき自転車損害賠償保険等については対象外。	
15	補助対象経費関係	自転車保険にかかる保険料を利用者から徴収することは可能か。	可能。	
16	補助対象経費関係	自転車改造費は対象となるのか。	①スタッドレスタイヤ 自転車購入時にスタッドレスタイヤや取り付けるメンテナンス等も契約に含めている場合は対象とする。但し、実際にスタッドレスタイヤを使用しなかった場合(積雪しなかった場合等)は補助対象外とする。また、実際にスタッドレスタイヤを使用することになる場合は、操作性が普通のタイヤとは異なるため、スタッドレスタイヤを装着した自転車にて安全講習会を再度実施し、乗車できることを確認できた高齢者へのみ貸出を実施すること。 ②ルーフ 対象外とする。 ※取り付けるルーフのサイズによっては普通自転車の定義を満たさなくなる可能性があるため。	
17	補助対象経費関係	シェアサイクルを実施しているが、GPS関係費のみ経費として申請することは可能か。	不可。	

No.	区分	質問	回答	備考
18	補助対象経費関係	万が一、新型コロナウイルスによる緊急事態宣言の発令等により、電動アシスト自転車の貸し出しが行えなかった場合、購入のみでは補助対象とはなり得ないか。	本補助事業の補助要件としては、原則としては、3か月以上貸し出しをしていただく必要がある。ただし、緊急事態宣言の期間、地方公共団体のコロナ対策（公民館の閉鎖等）及び補助事業を実施する地方公共団体の感染状況等を踏まえたコロナウイルスによる影響が証明できれば、3か月以内の貸し出しであっても補助対象として認めることを検討する。（確定検査において精査する。）	
19	補助対象経費関係	令和3年度末まで貸し出しを継続することになるが、補助事業終了後に自転車が故障した場合、修理費用は補助対象となるか。	事業完了後の経費については補助対象とはならない。	
20	補助対象経費関係	通信費用や保守費用など2年分を一括して契約することは可能か。	補助事業の期間の分の費用が月額や月割り等で特定できる場合、一括して契約することは可能であるが、そのうち補助事業期間内で、かつ支払いが行われた費用のみが補助対象となる。	
21	その他	貸出期間の制約はあるか。	原則3ヶ月以上は貸出を行い、走行データを収集・報告することが必要となる。	
22	その他	間接補助事業者が執行団体に経費を請求できるのはいつか。	原則として、補助事業完了後に金額が確定した後の事後払いとする。（但し、概算払いの必要性が認められる経費に限り、概算での支払いを行う場合がある。）	
23	その他	自治公民館等、地域の施設に複数台設置し、特定ユーザーのみが使う方式は可能か。	シェアサイクルのシステムは原則不可。あくまで「自宅⇄目的地」の移動の手段として、特定の1台を固定の個人に割り当てて貸し出す方式が原則となる。	令和2年8月24日更新
24	その他	利用者から使用料を徴収することは可能か。	可能。ただし、事業の趣旨を鑑みてあまり高額な利用料とならないよう配慮いただきたい。	
25	その他	自転車の購入費1/3を利用者から月割りや一括で徴収することは可能か。	可能。ただし、事業の趣旨を鑑みてあまり高額な利用料とならないよう配慮いただきたい。	
26	その他	2年計画の事業とのことだが、国の事業としては1年間の事業であるため2年目の事業については国に対して報告義務はないという理解でよいか。	ご理解のとおり。	
27	その他	業者に位置データ送信機器を外付けしてもらい、データ自体は利用者自身に送ってもらう方式は可能か。	不可ではないが、仮に利用者からのデータ送信が適切に実施されず、利用実績が確認できない、または著しく少ない場合には、当該利用者に貸し出された電動アシスト自転車は補助対象として認められない可能性がある点は留意いただきたい。	
28	その他	安全講習会で貸し出し対象者を認定することになるが、認定は誰が行うのか。	認定は間接補助事業者が行うものとする。安全講習会を外部に委託する場合には、外部の機関もしくは講師が認定したことをもって、間接補助事業者が認定することは可能だが、あくまでも貸し出し対象者の選定は間接補助事業者が責任を持って行うことが必要である。	

No.	区分	質問	回答	備考
29	その他	補助事業の応募申請額に上限はあるか。	金額に上限はない。ただし、応募の状況に応じて、申請台数の調整を行う場合があり、その際、応募時の台数に満たない採択結果になることがある。	
30	その他	事務局として想定する、1事業あたりの自転車申請台数のモデルはあるか。	モデルは提示していないが、参考として、自転車の台数については標準的には30～100台程度、少なくとも10台程度を事務局では想定している。(但し、10台未満でも応募申請は可能。)	
31	その他	補助要件「貸出する電動アシスト自転車は、高齢者1人に対して1台を固定するものとし、複数人での共同利用は禁止する。」とはどのような場合を指すか。	「複数人での共同利用は禁止する。」は、GPS自転車を、対象者以外が使用することは、目的外利用に該当するため共同利用を禁止している。加えて、対象者ごとに正確な移動データ等を取得することが確保されない形式での貸し出しと想定される点からも、共同利用を禁止したもの。 なお、対象者のみが利用でき、対象者ごとの正確な移動データ等が取得・判別できる技術的な方法を採用する場合は、対象者以外への貸出といった不正が抑止され、かつ、補助目的達成のために必要な対象者ごとの正確な移動データ等の取得が確実に実施されることから、「複数人での共同利用」には該当せず、その利用方法を認める場合がある。	令和2年8月24日追加